

## 船舶インシデント調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成30年10月9日 12時00分ごろ
発生場所	関門港若松区 <sup>ひびき</sup> 響灘水路東部 若松洞海湾口防波堤灯台から真方位253° 2.1海里付近 (概位 北緯33° 55.9′ 東経130° 48.6′)
インシデントの概要	漁船 <sup>いっしん</sup> 一心丸は、漁具を回収しながら北西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	平成30年11月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 一心丸、2.8トン
船舶番号、船舶所有者等	FO3-33595（漁船登録番号）、個人所有 第291-28377号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、台風通過時に陸岸に打ち上げられた漁具を回収しながら北西進中、船長が、浅所の存在を知っていたものの、喫水、水深等を把握せずに航行を続けていたところ、浅所に座洲した。
分析	本船は、陸岸に打ち上げられた漁具を回収しながら北西進中、船長が、浅所の存在を知っていたものの、喫水、水深等を把握せずに浅所に向かって航行を続けたことから、座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、陸岸に打ち上げられた漁具を回収しながら北西進中、船長が、浅所の存在を知っていたものの、喫水、水深等を把握せずに浅所に向かって航行を続けたため、座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行海域にある浅所は、水路調査により水深を正確に把握し、自船の喫水による通航の可否を確認しておくこと。